

吸収分割に係る事後開示書面

2026 年 8 月 3 日

(吸収分割承継株式会社) オリックス株式会社

東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号

代表執行役 高橋 英文

(吸収分割株式会社) 筑波リース株式会社

茨城県つくば市東新井 15 番 4

代表取締役 長島 明伸

オリックス株式会社（以下「承継会社」）及び筑波リース株式会社（以下「分割会社」）は、2026 年 5 月 27 日に締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）に基づき、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、分割会社が承継会社に対し、産業用機械、事務用機器、コンピュータ、医療機器、光学精密機器、電気機器、輸送用機器（但し、自動車を除く）及び什器備品等に係るリース・割賦事業及びその他一切の事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本分割」）を行いました。

そこで、本分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項を、下記の通り開示いたします。

記

1 吸収分割が効力を生じた日

2026 年 8 月 1 日

2 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求をした株主はありませんでした。

3 分割会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 分割会社の株主である承継会社は、会社法第 784 条第 1 項に規定する分割会社の特別支配会社に該当するため、同法第 785 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同法第 785 条に基づく手続の適用はございません。

また、分割会社は、その他の株主に対して会社法第 785 条第 3 項に基づいて個別通知を行いましたが、同条第 1 項の規定により株式買取請求を行使した株主はありませんでした。

(2) 分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、同法第 787 条の規定に基づく手続の適用はございません。

- (3) 分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2026 年 6 月 23 日付けで官報及び日刊工業新聞による公告を行いました。同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

4 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、同法第 796 条の 2 但書により、同条に基づく手続の適用はございません。
- (2) 本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、同法第 797 条に基づく手続の適用はございません。
- (3) 承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2026 年 6 月 23 日付けで官報公告及び電子公告を行いました。同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

5 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2026 年 8 月 1 日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社から、同社が営む産業用機械、事務用機器、コンピュータ、医療機器、光学精密機器、電気機器、輸送用機器（但し、自動車を除く。）及び什器備品等に係るリース・割賦事業及びその他一切の事業に関する権利義務を承継いたしました。また、本分割に際して承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下の通りです。

承継した資産の額：約 2,166 百万円（概算値）

承継した負債の額：約 8 百万円（概算値）

6 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2026 年 8 月 10 日に行う予定です。

7 その他本分割に関する重要な事項

- (1) 承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本分割に係る吸収分割契約について、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本分割を行いました。分割会社は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本分割に係る吸収分割契約について、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本分割を行いました。

- (2) 分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第

103 号) 第 2 条に基づき、労働者に対して本分割に関する通知を行いましたが、異議の申出の期限日である 2026 年 4 月 30 日までに異議の申出をした労働者はありませんでした。

以 上